# 五島市監査委員告示第3号

平成28年4月15日に提出された地方自治法第75条第1項の規定に基づく事務監査請求について、同条第3項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成28年8月5日

五島市監査委員 木 戸 庄 吾 五島市監査委員 中 村 康 弘

- 第1 事務監査請求の内容
  - 1 監査請求代表者 (略)

- 2 請求書の提出日平成28年4月15日
- 3 請求の要旨

「大浜地区ごみ焼却施設建設計画」の白紙撤回を求める事務監査請求の要旨 五島市が進めている大浜地区ごみ焼却施設建設計画について、以下の理由により白 紙撤回を求め、計画事務に対する監査を請求します。

- (1) 独断で大浜地区を建設予定地とするのは、民主主義に反します。
  - 五島市は、新たなごみ焼却施設の建設予定地を事務方で検討し、大浜地区の旧福江清掃センター(以下、「旧焼却施設」という。)の跡地を予定地と決めました。野口市長も「私のほうで最終的には判断をして決めました」と答えています。これは独裁ともとれる行為で、一方的かつ強引で、民主主義に反しています。
- (2) 「解体工事が国の補助を受けて行える」は理由になりません。

旧焼却施設跡地を建設予定地とする理由として、「解体工事が国の補助を受けて行える」ことを挙げていますが、平成26年頃までであれば解体工事単独でも国の補助を受けて行えたことが県の説明で明らかになっています。これを活用せず、解体を先送りにしたのは職務怠慢であり、用地の選択理由にはなりません。

(3) 市民参画がなく、「ごみ処理基本計画」に反しています。

「ごみ処理基本計画」に、「計画を実行するための具体的な施策については、市 民・事業者・行政が三者協働で取り組むことができるように」とありますが、市 民の参画はなく、市単独で進められています。焼却施設整備基本計画・設計・旧焼却施設解体調査設計業務委託、生活環境影響調査業務委託の入札執行についても住民への説明は一切なく、「ごみ処理基本計画」に反します。また、建設地が最終決定していない現時点での入札は不当であり、公金支出の無駄に値します。

(4) 過去の被害を軽視し、負担を押しつけるのは住民無視です。

旧焼却施設から排出されていたダイオキシンの濃度が現在の国の基準値を大きく超過し、身体や自然環境に対する被害は相当なものであったと推測できます。その19年間の過去の被害から、「もう二度と造ってほしくない」と住民は訴えているのです。それを軽視し、今後30年間も負担を押しつけようとするのはいわば「いじめ」であり、住民無視であると非難します。

(5) 住民との合意形成が図られていない。

市は「理解を得る努力をしていく」と述べ、個別訪問を行うとしていましたが、 昨年末から今日まで市は自主的にその努力を行っていません。また、市長は「住 民が説明会をボイコットし、シャッターを開けてくれない」と主張していますが、 昨年6月以降、地区との会合は数回行われ、その中で市は回答せず、建設地を大 浜とする方針を一切変えていません。つまり、「話を聞いてくれない」のは市であ り、市長の主張は住民に対する冒涜であります。

#### 4 請求の受理

本請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第75条第1項の規定及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名者数が法定数に達しており、また、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第10条に規定する様式を備えていると認めたので、平成28年4月15日にこれを受理し、同日請求の要旨を五島市監査委員告示第2号により告示するとともに公表した。

# 5 請求受理に至る経緯

平成28年3月16日

平成28年3月17日

平成28年4月 5日

平成28年3月 2日 大浜地区ごみ焼却施設建設計画の白紙撤回を求める事務

監査請求代表者証明書交付申請書の提出

平成28年3月 4日 事務監査請求代表者証明書を交付し、その旨告示

事務監査請求者署名簿の受理(選挙管理委員会)

事務監査請求者署名簿の審査開始(選挙管理委員会)

事務監査請求者署名簿の審査終了(選挙管理委員会)

署名簿冊数 55冊

署名総数 1,475人

有効署名数 1,418人

無効署名数

57人

選挙人名簿登録者数

33,057人

(平成28年3月2日現在)

有権者総数の50分の1

662人

平成28年4月 6日 事務監査請求者署名簿の縦覧(選挙管理委員会)

~4月12日

平成28年4月13日 事務監査請求者署名簿の返付(選挙管理委員会)

平成28年4月15日 事務監査請求書の提出

平成28年4月15日 事務監査請求書の受理

平成28年4月15日 事務監査請求代表者の住所氏名及び請求の要旨の告示・

公表

#### 第2 監査の実施

1 監査対象部局

生活環境課

2 監査の期間

平成28年4月15日から同年8月5日まで

3 監査の方法

本請求は法第75条に基づく直接請求による事務監査である。したがって、監査の 実施に当たっては、監査の対象部局に対し、関係書類及び資料の提出を求め監査を実 施した。また、法第199条第8項の規定に基づき、請求代表者及び関係職員に対し て、事情聴取を行った。

(1) 書面調査

平成28年4月19日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

(2) 請求代表者の事情聴取

期 日 平成28年6月14日

出席者 請求代表者5名(1名欠席)

(3) 関係職員の事情聴取及び調査

期 日 平成28年6月15日

出席者 生活環境課長 太田 税

生活環境課環境班係長 吉原 寿昭

生活環境課環境班係長 丸山 祐司

#### 第3 監査の結果

平成28年4月15日に受理した本請求における請求の要旨の各項目についての監査 結果は、合議により次のとおり決定した。

1 請求の要旨(1) 独断で大浜地区を建設予定地とするのは、民主主義に反します。 五島市は、新たなごみ焼却施設の建設予定地を事務方で検討し、大浜地区の旧 福江清掃センター(以下、「旧焼却施設」という。)の跡地を予定地と決めました。 野口市長も「私のほうで最終的には判断をして決めました」と答えています。これは独裁ともとれる行為で、一方的かつ強引で、民主主義に反しています。

## (1) 弁明の要旨

平成26年3月27日に策定した「ごみ処理基本計画」において、ごみ焼却施設の 更新が決定された。生活環境課は、同年4月に焼却施設建設が可能な市有地の中から、 大浜地区、富江地区、三井楽地区及び岐宿地区の4か所の焼却施設跡地を候補地とし て絞り込んだ。同年6月12日、市長、副市長に対し、次の3つの建設候補地選定の 方針案を示した。

- ① 遊休資産の活用により用地取得費が削減できること。
- ② 比較的人口が多い地区に隣接することで収集運搬経費が削減できること。
- ③ 旧焼却施設の解体費に国の交付金が活用でき財政負担が軽減できること。

その後、建設候補地の調査を実施し、その調査結果を基に平成26年10月21日 に市長、副市長を交えた協議を経て、最終的に大浜地区の旧福江清掃センター跡地を 建設予定地として決定した。

さらに、建設候補地として挙がった5地区について、造成工事の試算を行った。

### (2) 事実関係の確認

5地区の造成工事の試算は表1のとおりである。

_表1						(	<u>単位: 千円)</u>
	敷地造成 設計	用地測量 業務委託	用地取得費	立木補償	造成工事費	道路工事費	合 計
富江クリーンセンター 隣接地	20,000	8,500	390		84,670		113,560
旧福江清掃センター 跡地(大浜)	12,280	3,610	9,480	1,000	36,180	76,000	138,550
現福江清掃センター 向い側(奥浦)	13,600	2,460	16,600		234,990		267,650
現福江清掃センター 隣接地(奥浦)	20,000	7,430	12,600	1,480	796,880		838,390
やすらぎ苑付近	41,920	12,660	15,750	1,480	2,499,920	144,600	2,716,330

次に収集運搬経費について、福江地区と富江地区を比較すると表2のとおりである。

表2 (単位:千円)							
	収集業	収集車	収集運搬	参考:社	切期経費		
	務人数	台数	経費	台数	金額		
福江地区	23人	7台	125,280	0台	0		
富江地区	29人	9台	164,043	2台	21,388		
差額	6人	2台	38,763	2台	21,388		

表1では富江クリーンセンター隣接地の造成費用が最も少ないが、表2に示すとおり、新たに車両2台購入する初期経費が必要となり、収集運搬経費を含めると旧福江 清掃センター跡地が最も経済的となる。

#### (3) 監査委員の判断

市は、建設予定地の選定基準を定め、複数の候補地から地理的及び財政的要因により大浜地区に決定している。法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、収集運搬経費、用地取得、造成費用等を考慮すると大浜地区を建設予定地に選定したことは妥当な判断と言える。また、建設予定地の最終決定を市長が行ったことは、法第148条に規定されている事務を管理及び執行する市長の権限であり、副市長及び関係課職員との協議を経て決定していることからも、違法性及び不当性はない。

2 請求の要旨(2) 「解体工事が国の補助を受けて行える」は理由になりません。 旧焼却施設跡地を建設予定地とする理由として、「解体工事が国の補助を受けて 行える」ことを挙げていますが、平成26年頃までであれば解体工事単独でも国 の補助を受けて行えたことが県の説明で明らかになっています。これを活用せず、 解体を先送りにしたのは職務怠慢であり、用地の選択理由にはなりません。

## (1) 弁明の要旨

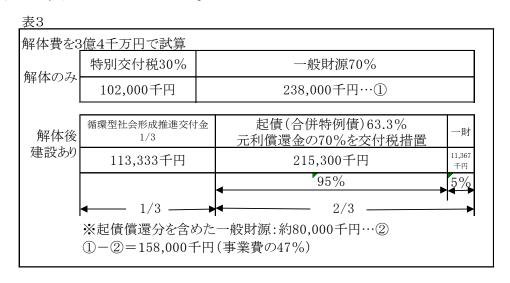
平成16年8月の合併時に焼却施設は、廃止している焼却施設も含め10か所存在 していた。合併後、国の交付金及び県の補助金を活用し、次の3つの焼却施設を解体 している。

- ① 玉之浦(平成20~21年度)地域活性化・生活対策臨時交付金事業(国)
- ② 富 江 (平成21~22年度) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業 (国)
- ③ 三井楽(平成23年度) 長崎県廃棄物焼却炉解体事業補助金

平成24年度以降は有効な財源を確保できなかったため、解体が見送られてきたが、 平成28年度中に公共施設等総合管理計画を策定することで、平成29年度以降は特 例措置の対象となり、有効な地方債等の財源を活用して順次解体を行う予定である。

また、平成26年度までは、市が単独で廃焼却炉を解体する場合、事業費の3割を 特別交付税で措置されていたが、財政負担が大きいため実施できなかった。

そこで、平成26年度までに解体のみと解体後建設する場合の市の財政負担を比較 すると、表3のとおりである。



### (2) 事実関係の確認

合併後の五島市内のごみ焼却施設(廃止分を含む。)は表4のとおりである。

_表4					(単位:千円)
施 設 名	焼却能力 (t/日)	稼働 年度	廃止年月	解体年度	解体経費 (見積額等)
玉之浦町ごみ焼却場	5	S46	H14.11	H20~21	17,505
三井楽町ごみ焼却場	7	S48	H8.3	H23	51,607
富江町廃棄物処理施設	10	S53	H10.3	H21~22	57,120
奈留町ごみ焼却場	10	S55	H9.3	H29~31	72,000
福江市清掃センター	60	S58	H14.11	H28~29	340,000
岐宿町ごみ焼却場	6	H1	H26.12	H29~31	80,000
三井楽清掃センター	7	Н8	H19.4休止	-	_
奈留清掃センター	6	Н9	H25.3休止	-	_
富江クリーンセンター	10	H10	稼働中	_	_
福江清掃センター	58	H15	稼働中	_	_

解体工事が終了している3施設の解体事業費は表5のとおりである。

表5							(≟	<u> 単位:千円)</u>
施施	設 名	年 度	事業費	Į	才	源	内	訳
	設 名 	中	尹 耒 賃	国 費	県 費	起債	臨時交付金	一般財源
玉之浦町ごみ	ケ焼却場	H20~21	17,505		4,690		10,646	2,169
富江町廃棄物	物処理施設	H21~22	57,120	47,508	9,612			0
三井楽町ごみ	ケ焼却場	H23	51,607		8,164			43,443

環境省は、平成14年のダイオキシン類排出規制の強化に適合できなかったこと等の理由により、廃止されたごみ焼却施設の解体について、平成16年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設した。これは、跡地の全部又は一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費も含めて国庫補助の対象としている。

平成26年度までの特別交付税の措置については次のとおりである。

特別交付税に関する省令

附則

(市町村に係る12月分の算定方法の特例)

### 第5条第2項

二 ごみ焼却施設の解体事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.3を乗じて得た額

また、総務省は、廃焼却炉の解体撤去工事を新施設の建設事業と一体として実施する場合に、該当の事業債を充当できるとしている。

### (3) 監査委員の判断

市は、平成16年8月の合併時点で、廃焼却炉も含めて10か所の焼却施設を有していた。その後ごみ焼却施設の統廃合を推進し、現在福江清掃センターと富江クリーンセンターの2施設が稼働している。廃止した焼却施設については、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要することから、財政的に脆弱な市にとって解体のみの単独事業は大きな財政負担となり、解体撤去できなかったことは一定の理解ができるものである。

平成26年4月の総務大臣通知による公共施設等管理総合計画に基づく公共施設等の除去について、地方債を対象とする特例措置が創設されたことで、合併特例債等の地方債を活用して解体撤去が進められ、さらに、大浜地区については新ごみ焼却施設の建設に併せて旧施設の解体を行うことにより、国の交付金や地方債を活用することができ、市の財政負担を軽減するうえで最も有効な手段であると判断できる。

3 請求の要旨(3) 市民参画がなく、「ごみ処理基本計画」に反しています。

「ごみ処理基本計画」に、「計画を実行するための具体的な施策については、市 民・事業者・行政が三者協働で取り組むことができるように」とありますが、市 民の参画はなく、市単独で進められています。焼却施設整備基本計画・設計・旧 焼却施設解体調査設計業務委託、生活環境影響調査業務委託の入札執行について も住民への説明は一切なく、「ごみ処理基本計画」に反します。また、建設地が最 終決定していない現時点での入札は不当であり、公金支出の無駄に値します。

## (1) 弁明の要旨

市は、平成24年度にごみを資源として有効活用し、燃やさないことを基本に現在の8分別から28分別とする「ごみ処理基本計画(案)」を作成したが、ごみ処理基本計画策定委員会での審議の結果、ごみ焼却施設の継続及び焼却施設の更新が決定され、平成26年3月に「ごみ処理基本計画」が策定された。

一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずることは法律によって地方公共団体に 義務付けられていることから、「ごみ処理基本計画」では、一般廃棄物処理施設は市(行 政)が建設し、市民・事業者は、「4R活動(※)及びごみ分別活動の強化」を実践す ることが主な役割となっている。なお、市町村が設置する一般廃棄物処理施設につい ては、環境省令で定められている書類等を添えて、県知事への届出制となっており、 地元の同意等の提出は必要ないとされている。

また、焼却施設整備基本計画・設計・旧焼却施設解体調査設計業務委託については、 平成27年3月開催の大浜地区総会時にパンフレットを配布し、生活環境影響調査業 務委託については、平成27年10月30日及び同年11月17日開催の「ごみ焼却 施設建設計画」説明会において、工程表を示して説明している。

# ※4Rの定義

リフュース (Refuse) : ごみの発生源抑制

リデュース (Reduce) : ごみの発生抑制

リユース (Reuse) :使用済み製品の再使用

リサイクル (Recycle) : 資源としての再利用

## (2) 事実関係の確認

「ごみ処理基本計画」における市民・事業者・行政の役割に関する記述は次のとおり (抜粋) である。

#### はじめに

# 第1節 計画策定の背景

そこで、本市においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」の構築を 目指し、ごみの発生抑制及びごみの資源化による資源の適正な循環的利用の取組の 推進、そのために市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任をどのように務める べきか、などの内容を「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」でとりまとめることと した。

### 第2節 計画の位置付け

また、計画を実行するための具体的な施策については、市民・事業者・行政が三 者協働で取り組むことができるように、それぞれの役割を明記するとともに、実施 のための体制づくりや実施スケジュールも可能な限り示すことにより、効率的かつ 効果的な施策の実施を目指す。

#### 第4章 ごみ処理基本計画

第2節 基本方針(図表)

ごみ排出抑制・再資源化計画に関する基本方針

市民・事業者・行政の連携による4R活動の推進による循環型社会及び生活環境 の充実の構築を目指す。

#### 第3節 施策

施策1 市民・事業者・行政の連携による4R活動の推進に関する施策

- (1) 市民の役割
  - ① 生ごみ減量の促進等
  - ② 容器包装廃棄物の排出抑制
  - ③ 再生品等の使用促進
- (2) 事業者の役割
  - ① 発生源における排出抑制
  - ② マイバック運動・レジ袋対策
  - ③ 再生品等の使用促進
  - ④ 分別徹底によるリサイクルの推進
- (3) 行政の役割
  - ① 市民への支援
  - ② 環境教育・普及啓発の実施
  - ③ 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
  - ④ 容器包装廃棄物の排出抑制
  - ⑤ ごみ処理手数料の見直し
  - ⑥ リユースフェアの実施
  - ⑦ 紙類のリサイクルの推進

施策2 市民・事業者・行政の連携による分別活動の推進に関する施策

(1) 基本方針(図表)

ごみ分別活動推進に関する基本方針

現在のごみ8分別を基本にした収集品目の見直しにより、リサイクル率の向上を図り循環型社会の実現に努めることを基本方針とする。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における市の役割は次のとおりである。

- 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。) しなければならない。
- 第9条の3 市町村は、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、周辺地域の 生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その 旨を都道府県知事に届け出なければならない。(一部抜粋)

### (3) 監査委員の判断

「ごみ処理基本計画」は、社会的背景や本市の現状と問題点を踏まえ、今後のごみの減量及びリサイクルを推進するための基本的な方針を示すものとして策定されている。「ごみ処理基本計画」では、計画を実行するための市民・事業者・行政の役割は、前述のとおりごみの発生抑制・再資源化のための4R活動と分別活動の推進となっており、市民がごみ処理施設整備に参画するという記述は見受けられず、「ごみ処理基本計画」に反していない。

また、各委託業務の入札執行についての住民への説明は、パンフレットのみの配布 や参加人数が少ないなど十分な説明がなされたとは言えないが、現施設が耐用年数を 迎える平成31年の新ごみ焼却施設の稼働に向けて、建設予定地を大浜地区に選定し、 地区住民との合意形成と並行して事務を進めているもので、公金の無駄な支出には当 たらないものと判断する。

4 請求の要旨(4) 過去の被害を軽視し、負担を押しつけるのは住民無視です。

旧焼却施設から排出されたダイオキシンの濃度が現在の国の基準値を大きく超過し、身体や自然環境に対する被害は相当なものであったと推測できます。その19年間の過去の被害から、「もう二度と造ってほしくない」と住民は訴えているのです。それを軽視し、今後30年間も負担を押しつけようとするのはいわば「いじめ」であり、住民無視であると非難します。

#### (1) 弁明の要旨

旧福江清掃センターは、昭和59年4月1日に供用開始し、平成14年11月30日まで稼働していた。昭和59年当時のごみ焼却量は年間6,600トン程度で、職員3名による8時間運転による焼却を実施していたが、2年後にはごみ量が約1.5倍となり、焼却時間の延長で対応し、平成8年から嘱託職員を2名増員し16時間の准連続運転をしていた。

当時の担当者等からの聴き取りによると、地区住民から悪臭、煙の発生等の苦情があったことは事実である。ごみ焼却量が年々増加し開設時の約2倍の量を処理するよ

うになり、焼却時間を確保する必要から埋火方式を採用したところ、夜間におけるこの埋火が悪臭、煙の発生等の原因であると推測される。

その後、焼却に伴う排ガスの影響について社会的に懸念されるようになり、平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が国によって策定され、平成12年に「ダイオキシン類対策特別措置法」により焼却施設からの排出基準が定められ、当時のごみ焼却施設からの各種排ガス等の測定値は国の基準をクリアしていた。

### (2) 事実関係の確認

平成11年度における旧福江清掃センターの排ガス等の測定値は表6のとおりである。

衣口						
	項目	法規制値	H11.9	H11.11	H12.3	備考
旧福江清掃センタ	ばいじん (g/m³N)	0.15以下	0.01	0.02	0.03	酸素濃度 12%換算値
	塩化水素(HCL) (ppm)	430以下	145	51	175	酸素濃度 12%換算值
	硫黄酸化物(SOx) (ppm)	3000以下	97	-	52	酸素濃度 12%換算值
	窒素酸化物(NOx) (ppm)	250以下	61	ı	76	酸素濃度 12%換算值
1	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)	80以下	_	28	_	<b>%</b> 1

<sup>※1</sup> 平成28年度における法規制値・・・10ng-TEQ/m3N以下

新ごみ処理施設の排ガス等の基準は、表7のとおりである。

表7

121	項目	自主規制値	法規制値	福江清掃センター	
	ばいじん (g/m³N)	0.02以下	0.15以下	0.02以下	
新ごっ	塩化水素(HCL) (ppm)	100以下	430以下	100以下	
ごみ焼却施設	硫黄酸化物(SOx) (ppm)	50以下	3000以下	50以下	
	窒素酸化物(NOx) (ppm)	150以下	250以下	150以下	
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)	0.1以下	5以下	0.1以下	

ごみ処理施設整備基本計画報告書より

### (3) 監査委員の判断

旧福江清掃センターの排ガス等については、当時の法規制値をクリアしていたものの、稼働時の悪臭、煙の発生に対する地区住民からの苦情があったことは認められる。

さらに、当時の市の対応が不適切であったために、行政に対する不信感から今回の反 対運動につながったものと推測される。

新ごみ焼却施設では技術水準、公害対策及び安全対策を確保する目的から定められた国の構造指針に適合しているのは当然であるが、公害防止に関する大気汚染防止法等による規制値よりも厳しい独自の規制値を達成することができるとしている。ストーカ炉は全国的に最も実績のある処理方式で、事故事例報告が少なく安全性も確認されている。このことは、大浜地区の住民が参加した先進地視察を行った結果でも明らかにされている。

市は新ごみ焼却施設の安全性について、地区住民を対象とした説明会等を実施し、住民の理解を得ようとしており、このことは決して住民無視とは言えない。

### 5 請求の要旨(5) 住民との合意形成が図られていない。

市は「理解を得る努力をしていく」と述べ、個別訪問を行うとしていましたが、 昨年末から今日まで市は自主的にその努力を行っていません。また、市長は「住 民が説明会をボイコットし、シャッターを開けてくれない」と主張していますが、 昨年6月以降、地区との会合は数回行われ、その中で市は回答せず、建設地を大 浜とする方針を一切変えていません。つまり、「話を聞いてくれない」のは市であ り、市長の主張は住民に対する冒涜であります。

#### (1) 弁明の要旨

平成27年11月20日開催の議会全員協議会において、議員から大浜地区住民への戸別訪問の提案を受けたので、訪問する職員を対象に戸別訪問の説明会を開催したところである。しかし、大浜区長から市長あてに「職員に来ていただきたくない」との主旨の文書が届き、大浜区長名で大浜地区住民に対して、市の職員が訪問に来た場合は警察等に通報する旨の処置をとるような指導のビラ、旧ごみ焼却施設の現状を示すビラ及び玄関前に貼付する訪問に反対する札が配布されていた。市としてはこのような状況で、年内に職員の戸別訪問を実施することは、非常に困難であると判断し見送った。その後、市長を含めて数回の会合を実施したが、未だ大浜地区住民の理解を得られず、結果として戸別訪問を行うタイミングが得られていない。

#### (2) 事実関係の確認

市の資料によると、建設予定候補地が決定された平成26年10月21日から本請求が出される平成28年4月15日までに大浜地区での説明を、評議員会で2回、地区役員会で6回(うち1回は参加者無しにより中止)、地区住民に対して5回実施している。また、平成27年11月17日及び同月19日に大浜住民センター玄関前で地区住民による反対集会が実施されている。

#### (3) 監査委員の判断

ごみ焼却施設建設においては、住民との合意形成を図ることは望ましいことは言うまでもないが、市は周辺住民の理解を得るために平成26年10月からこれまで、区長宅訪問、評議員会、地区役員会及び地区住民への説明会等を行い、先進地視察、広報誌、ホームページなどによる情報提供等さまざまな手段で説明に努めてきているものの、旧福江清掃センターにおける苦情と行政不信により、地区住民の建設計画白紙撤回の意思が強く、新ごみ焼却施設建設への理解を得るまでに至っていないものである。

これまで述べてきたとおり、ごみ焼却施設建設に係る住民参加の手続きについて、 ごみ焼却施設の設置者(市)にそのような措置をとることを義務付ける法的根拠は存在せず、請求人の主張は理由がない。しかしながら、市は大浜地区に新ごみ焼却施設を建設することが最善であると判断し、白紙撤回はしないとして地区住民に理解を求めているものである。

## 第4 監査委員の意見

行政における事業推進の過程において、住民参加と合意を図ることが望ましいことは言うまでもない。一方、市全体の住民生活を守るために、市が毅然とした合理的な主導権を発揮しながら、事業を推進することも必要である。

大浜地区では、過去に旧ごみ焼却施設の運営において、煙や悪臭等により住民が不快及び不安な思いをした事実があり、加えてその際の対応から市に対して不信感を抱いていることは、市も認識しているところである。さらに、このことに起因して、新ごみ焼却施設建設反対の一連の行動が繰り広げられていることが、本請求から推測される。

地区住民の新ごみ焼却施設建設反対は強固と思われ、市はこれまで数回にわたり、地区住民等との話し合いや説明会を計画したものの、途中で断念したケースもあり、多くの住民の新ごみ焼却施設建設への理解を得るまでに至っていない。この状況は、当該事業の推進において地区住民との合意形成が図られていないと判断せざるを得ない。

一方、本事業は関係法令を順守し必要な手続きを経て執行されており、建設予定地の決定及び一連の関係事務の執行については、特に違法性及び不当性も見られず、過去の旧施設の問題や地区住民との合意形成が図られていないことを理由として、現在進行している事業を停止する法的根拠もない。また、議会においては、白紙撤回を求める請願が三度提出されたがいずれも不採択であり、旧ごみ焼却施設解体及び新ごみ焼却施設整備に係る平成28年度予算は修正なく可決している。以上のことから、「大浜地区ごみ焼却施設建設計画」の白紙撤回を求めるとする本事務監査請求については、

理由がないものと判断する。

しかしながら、本請求の有効署名数は1,418人で、法定必要署名数(662人)の2.1倍にも達したという事実を市は重く受け止め、今後の事業推進においては、さらに地区住民の理解を得るべく努力を重ね、積極的に情報を開示し、地区住民の信頼回復に努められることを望むものである。